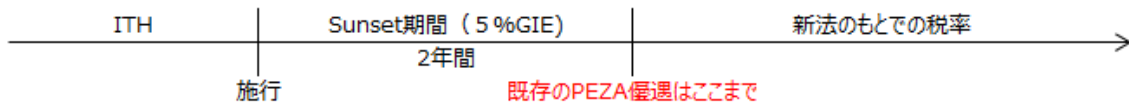


2018年5月号 税制改革法案 Package 2 における既存税務優遇の Sunset 期間について

現在下院で審議中の税制改革法案 Package2 において、PEZA を含めた既存の税制優遇に大きな変化が行われる予定です。しかし、既存の税務優遇を享受しているアクティビティについては、新法適用後、直ちに新法案が適用されるわけではなく、一定の移行期間(Sunset 期間)において、新法が適用されることがうたわれています。新法のもとでは、既存のアクティビティについては、通常法人と同様の税制が適用される事が現状の下院ドラフト法案では記載されています。

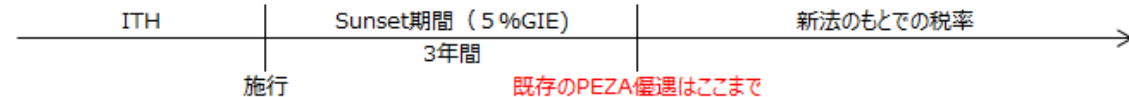
今月のメールマガジンでは、この Sunset 期間の考え方について、ケース別の紹介を行います。

- A) 売上総利益の 5% (5%GIE) に関する優遇を 10 年以上享受しているアクティビティ
 この場合には、現行ドラフト上の Sunset 期間は 2 年であり、以下のようなイメージです。



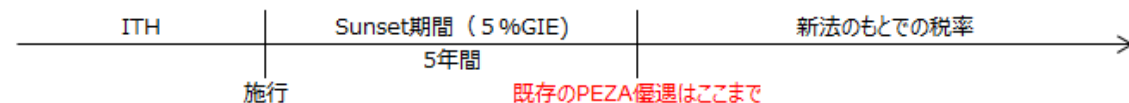
この場合には、新法案が適用された 2 年後に現在の PEZA 優遇(法人税以外の関税、VAT、地方税等も含む。以下同)を受けられる期間は終了し、新法のもとでの税額の支払に切り替わります。

- B) 売上総利益の 5% (5%GIE) に関する優遇を 5 年以上 10 年未満享受しているアクティビティ
 この場合には、現行ドラフト上の Sunset 期間は 3 年であり、以下のようなイメージです。



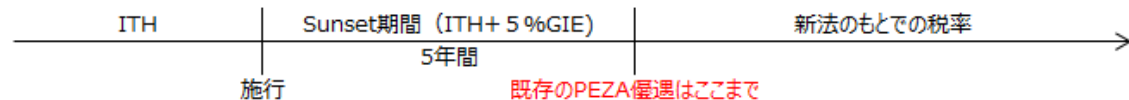
この場合には、新法案が適用された 3 年後に現在の PEZA 優遇を受けられる期間は終了し、新法のもとでの税額の支払に切り替わります。

- C) 売上総利益の 5% (5%GIE) に関する優遇を 5 年未満享受しているアクティビティ
 この場合には、現行ドラフト上の Sunset 期間は 5 年であり、以下のようなイメージです。



この場合には、新法案が適用された 5 年後に現在の PEZA 優遇を受けられる期間は終了し、新法のもとでの税額の支払に切り替わります。

- D) ITH 期間中のアクティビティ
 この場合には、現行ドラフト上の Sunset 期間は 5 年であり、以下のようなイメージです。



この記事は 2018 年 5 月現在の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。

この場合には、新法施行後も、ITH の残存期間については、引き続き ITH を享受する事が可能です。ITH 完了後は 5%GIE に切り替わり、ITH 期間と通算して 5 年間は施行後も優遇を受け続ける事が可能です。

現在、各国商工会や大使館を通じての意見書の提出も行われており、このまま当該法案が通る事は無いと言われてはいますが、今後の下院最終案や上院での動きによっては PEZA 等の税務優遇を受けている企業にとって甚大な影響を及ぼす可能性があります。弊社では、今後も当該法案の動向に注目し、情報を発信させていただくようにいたします。

会社紹介

P&A グラントソントン ジャパンデスク (担当: 松下、川原田、吉岡)

現在約 200 社の日系企業へサービスを提供。現地経営者、フィリピンマーケットへ進出を検討している日本企業の皆様へより、業務に深く関わったサービスを提供するべく日本窓口 1 名を含む計 4 名の日本人が対応しています。

P&A グラントソントン

1988 年 Benjamin R. Punongbayan と Jose G. Araullo によって設立。現在は、Chairman & CEO である Ma. Victoria Espano が指揮の元フィリピン TOP4 規模の会計会社として、主にフィリピン企業の顧客を始め、外国企業のフィリピン進出増加と共に、日系企業へのサービスも提供。2018 年現在パートナー 21 名、社員 850 名の体制で構成されており、インターナショナルファームの一つである、Grant Thornton (グラントソントン) と提携し、そのノウハウを活かしながら、クオリティの高いサービスを、大手顧客から、ミッドサイズ、外国企業、スタートアップ企業まで幅広い顧客層へ提供しています。

お問い合わせ:

P&A グラントソントンジャパンデスク(松下、川原田、吉岡)

Email : Japan.Desk@ph.gt.com

代表 HP www.grantthornton.com.ph

日本語会計・税務記事 : www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/

この記事は 2018 年 5 月現在の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。

© P&A Grant Thornton. All right reserved. P&A Grant Thornton is the Philippine member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms independently.